

## ～催しで火気を取り扱う露店等を出店する場合～

**消火器の準備・露店等の開設届出が必要です！**（平成 26 年 8 月 1 日施行）

---

### 西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正しました。

平成 25 年 8 月に福知山市花火大会で発生した火災を踏まえ、多数の者の集合する催しに際して、ガスコンロ等の火気を取り扱う露店等を開設する場合には、消火器の準備や露店等の開設届出が必要となりました。

また、屋外における大規模な催しの防火管理体制の構築を図るため、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画書の作成及び提出等が義務付けられました。

### 《催しにおける消火器の準備》

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催し（※1）で、対象火気器具（※2）を使用する場合は、消火器（※3）の準備が必要となります。



#### ※1 多数の者の集合する催し

- ⇒一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しのことで、一定の社会的広がりを持つものをいいます。
- ⇒家族や友人同士のバーベキュー、保育園、幼稚園等で父母が主催する催し、一つの自治会規模で実施する催しなど、集合する範囲が個人的つながりに留まるものは対象外となります。

#### ※2 対象火気器具

- ⇒液体燃料、固体燃料、気体燃料又は電気を熱源とする器具で、具体的には、ガスコンロ等の調理器具、ストーブ、携帯発電機等が該当します。

#### ※3 消火器

- ⇒消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年自治省令第 27 号）に定める消火器で、対象火気器具等の種別や可燃物等の消火に適切なもの。（エアゾール式の簡易消火具や住宅用消火器は除く。）
- ⇒原則として、対象火気器具を取り扱う者が準備しなければなりません。

## 《対象火気器具を使用する露店等を開設しようとする場合の届出》

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しで、対象火気器具等を使用する露店等（※1）を開設しようとする場合は、事前に所轄消防署への「露店等の開設届出書（※2）」の提出が必要となります。



### ※1 露店等

⇒露店、屋台その他これらに類する店を開設し、物品等を販売又は提供するもので、具体的には、縁日の露店、屋台や模擬店等が該当します。

### ※2 露店等の開設届出書

⇒複数の露店等が開設される場合は、催しの主催者等が取りまとめて届出を行ってください。

⇒所轄消防署の窓口でも配布していますが、ここでダウンロードした様式を印刷して使用することができます。

届出書はこちら[露店等の開設届出書.pdf](#)

## 《屋外で大規模な催しを開催する場合の防火管理》

屋外での祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件（※1）に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認められるものを「指定催し」として消防長が指定します。



「指定催し」の主催者等は、防火担当者の選任及び当該催しにおける火災予防上必要な業務に関する計画書（※2）の作成及び消防長への提出が義務付けられました。

### ※1 消防長が定める要件

⇒大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しのうち、主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催し

### ※2 火災予防上必要な業務に関する計画書

⇒計画書に定める事項

- ・防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- ・対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- ・対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

- ・対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- ・火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- ・その他火災予防上必要な業務に関すること。

⇒「指定催し」の主催者等は、当該催しを開催する14日前までに消防長へ提出する義務があります。

⇒所轄消防署の窓口でも配布していますが、ここでダウンロードした様式を印刷して使用することができます。

計画書はこちら[計画提出書.pdf](#)

### 《罰則規定》

「指定催し」の主催者等が、火災予防上必要な業務に関する計画書を提出しなかった場合は、30万円以下の罰金が科せられます。